

国民健康保険制度のお知らせ

納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。届かない場合は、保険係までご連絡ください。納付書・口座振替による納付は年8回です。納期内の納付をお願いします。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

税制改正に伴い、令和元年度分の保険税から、課税限度額が一部引き上げられました。

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割(平成30年中の所得に対して計算)	税率5.60%	税率2.25%	税率1.70%
均等割(国保加入者1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	61万円	19万円	16万円

※介護納付金分は、40~64歳の方が対象です。

※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収	4月 6月 8月	30年中の所得が確定するまでは、29年中の所得で仮算定した保険税を差し引きます。
本徴収	10月 12月 2月	30年中の所得が確定した後は、年間保険税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて差し引きます。

表3 所得による均等割額の軽減

軽減割合	合計所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(51万円×被保険者数)以下

※赤字部分が、税制改正に伴う変更点です。

保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民健康保険(以下、国保)ではなく社会保険などに加入していても、世帯員が国保に加入していれば、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

便利で確実な口座振替のご利用を

保険税の納付には、納め忘れのない便利で確実な口座振替をご利用ください。

年金受給額からの差し引き

次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。

* 国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65~74歳

* 差し引きの対象となる年金の受給額が年額18万円以上

* 介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下

者証の離職理由に記載されます。雇用保険受給資格者証と保険証を持って、市役所保険係へ申請してください。軽減の期間は、離職した日の翌日の月から翌年度末までです。

所得金額による軽減

所得が一定金額以下の世帯は均等割額が表3のとおり軽減されます。申請の必要はありません。

税制改正に伴い、令和元年度分の保険税から、一部拡大されました。

認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要な方は、市役所保険係へ申請してください。

認定証の更新

なお、新しい認定証の発行は7月下旬からです。

子どもの均等割額を軽減(昭島市独自の軽減)

国保に加入する18歳以下の方のうち、2人目の均等割額を半額に、3人目以降の均等割額を9割軽減します。申請の必要はありません。

ただし、所得金額による軽減

の対象となる世帯は、所得金額による軽減を優先し、その軽減額が昭島市独自の軽減よりも少ない場合は、差額を軽減します。

なお、18歳とは、18歳に達する

間にある方のことを行います。

新しい高齢受給者証を送付

現在交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

前年の収入により負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。有効期限の過ぎた受給者証は、市役所保険係、東部出張所、あいぼっくのいづれかへ返却してください。

新規登録

間にある方のことを行います。

現状で登録している高齢受給者

者証の離職理由に記載されてい

ます。雇用保険受給資格者証と

保険証を持って、市役所保険係へ申請してください。

新規登録

間にある方のことを行います。

現状で登録している高齢受給者

者証の離職理由に記載されてい

ます。雇用保険受給資格者